

平成21年 第5回

東京都教育委員会定例会会議録

日 時：平成21年3月5日（木）午前9時40分

場 所：教育委員会室

平成21年3月5日

東京都教育委員会第5回定例会

〈議 題〉

1 議 案

- 第25号議案 第二次東京都子供読書活動推進計画について
- 第26号議案 平成21年度東京都公立学校長及び副校長の異動について
- 第27号議案及び 東京都公立学校教員等の懲戒処分等について
- 第28号議案

2 報 告 事 項

- (1) 平成19年度及び平成20年度都立小平南高等学校入学者選抜における選考方法の誤りについて
- (2) 平成20年度東京都児童・生徒の体力テスト調査の結果について
- (3) 東京都公立学校教員等の懲戒処分等について
- (4) 平成20年度東京都公立学校主任教諭選考の結果について

委員 長	木 村 孟
委 員	内 館 牧 子
	(欠席)
委 員	高 坂 節 三
委 員	竹 花 豊
委 員	瀬 古 利 彦
委 員	大 原 正 行

事務局 (説明員)	教育長 (再掲)	大 原 正 行
	次長	影 山 竹 夫
	理事	岩 佐 哲 男
	総務部長	松 田 芳 和
	都立学校教育部長	森 口 純
	地域教育支援部長	皆 川 重 次
	指導部長	高 野 敬 三
	人事部長	直 原 裕
	福利厚生部長	秦 正 博
	教育政策担当部長	石 原 清 志
	特別支援教育推進担当参事	高 畑 崇 久
	人事企画担当参事	中 島 毅
(書 記)	教育政策室政策担当課長	黒 崎 一 朗

開 会 ・ 点 呼 ・ 取 材 ・ 傍 聴

【委員長】 ただいまから、平成21年第5回定例会を開会させていただきます。

本日は、内館委員から御都合により御欠席との届出をいただいております。

まず、取材・傍聴関係です。報道関係はNHKほか1社合計2社、個人は1名からの取材・傍聴の申込みがありましたが、許可してもよろしゅうございますか。――

〈異議なし〉――許可いたします。

それでは、入室していただいでください。

会 議 録 署 名 人

【委員長】 本日の会議録署名人は、竹花委員にお願いいたします。

前々回の会議録

【委員長】 前々回2月5日開催の第3回定例会の会議録につきましては、前回お配りいたしまして御覧いただいたと存じますので、よろしければ、この場で御承認を賜りたいと存じますが、よろしゅうございますか。――〈異議なし〉――それでは、第3回定例会の会議録については御承認いただいたということにさせていただきます。

前回2月19日開催の第4回定例会の会議録を机上にお配りしてありますので、次回までに御覧いただき、次回の定例会で御承認をいただきたいと存じます。よろしくお願ひいたします。

非公開の決定でございます。本日の教育委員会の議題等のうち、第26号議案から第28号議案まで並びに報告事項（3）及び（4）につきましては人事等に関する案件ですので非公開としたいと存じますが、よろしゅうございますか。――〈異議なし〉――それでは、この件については御了承いただいたということで取り進めさせていただきます。

議 案

第25号議案 第二次東京都子供読書活動推進計画について

【委員長】 第25号議案、第二次東京都子供読書活動推進計画についての説明を、地域教育支援部長、よろしくお願いいたします。

【地域教育支援部長】 第25号議案、第二次東京都子供読書活動推進計画について、本文と概要版の資料をお示ししておりますが、概要版を用いて説明させていただきます。

本計画については、委員の皆様から御意見をいただき、それを反映して、本日、議案として提出するものでございます。

まず、「子供の読書活動 基本理念（はじめに）」では、子供にとって読書とは「言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないもの」としております。これは子供の読書活動の推進に関する法律第2条に記載しているものでございます。こうした理念にのっとり、様々な分野で子供が本と出会える環境を整えていくということで、第一次計画を平成15年3月に策定しました。

第一次計画では、家庭・地域・学校のそれぞれの役割を示すとともに、東京都の取組と区市町村に期待される取組を明らかにし、区市町村が計画を策定する際の基本とする計画として位置付けて取り組んでまいりました。

「東京都の取組」では、学校に関する取組と家庭・地域に関する取組ということで行ってきました。「取組の成果」を御覧いただきますと、学校における取組の拡大として、「経営方針への位置付け」、「読書指導計画の策定」、「朝の読書実施」、「読書週間・月間の実施」等の項目が載っております。これを見ると、小学校ではかなり高い割合で実施されております。中学校においても、小学校ほどではありません

が、かなり実施している状況があります。高等学校では、「経営方針への位置付け」が平成15年に比べて下がっており、その他の事項については、若干伸びているものの全体として低い状況があります。つまり、小・中学校では取組が着実に進む一方、都立高等学校での取組実施率が低い状況になっているとしております。

「家庭・地域等における取組の推進」ですが、「保護者に対する啓発事業」、「保健所、保育所、児童館等における読書活動推進事業」、「ボランティアグループ等の育成又は活動支援」という項目について、いずれも伸びております。家庭への啓発、各施設での取組が着実に進んでいるという状況がございます。

「未読者率の減少」は、1か月の間に1冊も本を読まなかった児童・生徒の状況です。小学校2年生が5.9パーセントから5.8パーセントへ、小学校5年生が8.9パーセントから9.0パーセントへという状況ですが、中学校で約13ポイント、高等学校で約7ポイント減少している状況があります。

こうした取組の成果を踏まえての、「課題」でございます。「都内学校における各取組の未実施率」を御覧いただきますと、「経営方針への位置付け」では70.4パーセント、「読書指導計画の策定」では87.1パーセントの高等学校で取組が進んでいません。依然として取組が後れている学校が存在しているということで、読書活動への意識が高くない学校が存在していると分析しております。

「読書意欲の低い子供の存在」ですが、未読者率は小学校2年生、5年生はそれぞれ5.8パーセント、9.0パーセントですので、かなりの児童が本を読んでいる状況がありますが、小学校2年生の未読の要因としては、家庭での読み聞かせが行われていなかったのではないかとことも考えられます。また、小学校5年生では、絵本から文字中心の本へのステップの段階でつまづいてしまったのではないかと。中学生では、それぞれ環境が変わって、部活動や学習等で多忙という状況がありますが、一方で、読書経験が少なく読書自体に苦手意識が芽生えているのではないかと。高校生では、個人差が広がり、中には活字に触れない生活に慣れてしまっているケースもあるのではないかとことが考えられます。

これらの考えられる要因として、読書活動が集団を対象とした取組が中心であったことから、読書意欲が低い児童・生徒一人一人への支援が十分に行われなかったのではないかということなので、今後は、これに対する対応が必要であると考えております。

小学校ではこれだけ読書しているという状況があるのですが、逆に言うと、読書への取組が低い子供に対しては、更にきめ細かな対応をしなければいけない状況があると分析しております。

「絵本の読み聞かせが行われていない家庭の存在」ですが、全国調査として、お話をしたり本を読んでいる家庭が、未就学の家庭で74.5パーセントという状況があります。残りの約25パーセントの家庭には更に支援が必要であると考えられます。家庭での取組が、先ほどの小学校2年生の未読率に影響するのではないかと分析しております。

こうした課題を踏まえ、第二次東京都子供読書活動推進計画の基本方針として、各学校において組織的な取組を徹底することにしております。未読率の低い中学校の取組例として、「授業改善推進プラン」で朝読書活動を学びの基礎力として位置付け、組織的な対応をして授業などの工夫も行われております。同様に、高等学校では、校内でのプロジェクトを立ち上げて、読書週間での全校一斉読書や全クラスで学級文庫を設置しているという状況があります。このように組織的に取り組んでいる学校は未読率が高い状況がありますので、組織的な取組を徹底する必要があるということでございます。

また、小学校2年生では5.8パーセントが未読者ということできめ細かな対応が必要ということをお話しさせていただきました。本文で取り上げた取組事例では、組織的な取組はもちろん、クラス担任による児童一人一人の読書状況の把握がされております。こうした未読者を中心とした児童・生徒一人一人に応じた取組を新たに加え、読書指南役による読書指導を考えていきたいとしております。

区市町村・各学校に向けた事例・ノウハウ等の十分な情報提供を行うとは、組織的

な取組を徹底することにしておりますので、それに必要な情報提供をきちんとしていくということでございます。また、乳幼児がいる家庭への啓発・支援を進めると、この計画が着実にその取組が行われるよう定期的に検証していきたいと考えております。

そうした取組とともに、委員から御意見がありました、読書へのメッセージを発信して読書の大切さ、楽しさを知らせていく活動を行い、5年後には未読者率の半減を目指したいとしております。

基本方針を踏まえ、重点的取組として「区市町村の取組推進」、「都立学校に対する施策」、「小・中学校への支援」、「乳幼児のいる家庭への支援」と大きく四つに区分しました。

まず「区市町村の取組推進」としては、未読者率半減を目指した推進計画の策定を推進してもらいたいということです。この計画で東京都がきちんと推進していく姿勢を示すことで区市町村の理解を得、また、区市町村における読書活動の推進状況、児童・生徒の読書状況の調査を実施したいと考えております。

「都立高校に対する施策」として、組織的な取組が不十分であるという分析結果が出ておりますので、都立学校全校で「指導の重点」として読書活動を明記して組織的な取組を実施することのほか、各学校の読書活動推進状況や生徒の読書状況、未読者率の調査を実施し、高等学校における未読者率を公表する。また、未読者率減少に向けて取り組みたいという学校には重点支援校の指定を行い、さらに、生徒の読書状況に応じた指導・モデル事業を実施し、それをテキストにして各学校に使っていただくことを考えております。

こうした施策とともに、支援として、読書指導計画の開発・普及、計画策定のための司書教諭等対象の研修を実施してまいります。また、読書活動推進事例・指導事例の共有化と発信ということで、インターネットによる情報発信も考えております。指導部や地域教育支援部、都立図書館、教職員研修センター等が持っている読書活動に関する情報を集約し、これを共有するとともにいつでも見られるように情報発信し

ていきたいと考えております。また、都立図書館として、特別支援学校への支援や都立学校への支援を考えてまいります。

先ほど申しましたとおり、都立高校としては、「指導の重点」として読書活動を明記し、校内体制の整備や学校図書館の充実に努めていくこととなります。また、生徒の読書状況に応じた取組を実施していただくこととなりますが、高校生になると個人差がかなり広がっている状況があります。読書意欲はあるが、受験勉強等や部活動で多忙な生徒、本を手にとらない、文字に抵抗がある、読書経験が乏しいなどの多様な生徒がいる中で、これらの生徒に対応した施策を講じる必要があります。

読書活動の一例として、読書意欲はあるが、受験勉強等で多忙な生徒の場合は、古典作品や名著等推薦図書の一覧を示して、その中からの読書を勧める、受験勉強や進路とかかわりがある本を紹介して、読書への動機付けを高めるという取組が考えられます。また、読書経験があまりなく、本そのものに抵抗感がある生徒の場合は、全校一斉読書の時間や期間を設けたり、「奉仕」等で地域の子供たちへの読み聞かせ活動に参加する機会を設けるなど、本及び読書の楽しさに触れる機会をつくっていく。これらは実際に取り組が行われている事例から記しております。

「小・中学校への支援」として、読書指導計画と読書活動推進事例については都立学校と同じですが、未読者を中心とした児童・生徒一人一人に応じた取組として、読書指南役を設置していこうと考えております。読書指南役とは、担任と連携し、個別に読書活動を支援する役割を担います。子供が親しみ、信頼感を持ち、この人が勧める本なら読んでみようと思えるような存在の大人ということで、司書教諭や学校図書館指導員などがこの「読書指南役」になり得ると考えております。

これらの読書指南役が読書意欲の低い児童・生徒に向けて、読書への動機付けを重視した助言や指導を行っていくためにモデル事業を実施し、さらに、その読書指南役用のテキストを作成して各学校に配布したいと考えております。

「乳幼児のいる家庭への支援」としては、基本的には区市町村にお願いすることとなりますが、都立図書館として、区市町村立図書館への乳幼児サービスの実施の支援、

乳幼児がいる家庭への情報提供として、現在、乳幼児期からの子供の教育支援プロジェクトで、乳幼児からの子供の教育のための保護者向けテキストの作成を検討しておりますが、その中に読書の大切さを盛り込んでいきたいと考えております。こうしたことで、家庭における読み聞かせの普及が図られるように努めていきたいと思っております。

最後に「更なる読書習慣の育成のために」として、この計画は、学校・家庭・地域全体で読書環境を整えていくということですので、さらに「公立図書館の充実」、「地域の読書活動の充実」、「学校の読書活動を支える人材の育成」、「ボランティア等、地域の力を活かした読書活動の推進」、「啓発・広報」について、本文の第2部第2章で触れております。

特に「ボランティア等、地域の力を活かした読書活動の推進」について、経済情勢が厳しくなって家庭でもなかなか本を買えないという状況が予想されます。そういう中で、多くの家庭の中には、既に読み終わり不要になった本が眠っていることも考えられますので、東京都としては、家庭等で不要となっている本を学校その他の施設で活用していくための仕組みについて検討し、子供の読書環境の一層の充実を目指していく仕組みも考えていきたいと考えております。

本計画策定に当たっては、委員から、本気になって取り組んでみようというものが必要であるという御指摘、あるいは、何でもかんでも至れり尽くせりでは子供に甘えた環境を与えることになるということ、家庭が大事であること、学力調査との関係もあるのではないか、読書のメッセージも必要であるなどとの指摘をいただきました。

本気になって取り組むことに対しましては、現実には学校で成功している事例を参考に、そこがどのように取り組んでいるかということで組織的な位置付けを考え、それを支援するような仕組みも考えております。

また、甘えているのではないかという御意見に対しましては、確かにそういう状況もあるかと思いますが、それぞれの状況で、つまずきという原因もあるだろうということから、やはり一人一人に対応するということが読書指南役を置くことも考えてみました。

乳幼児期からの読書が大切であるということについては、乳幼児期からの子供の教育支援プロジェクトの中で読書の大切さを訴えてまいります。

学力調査の関係につきましては、本文に記載してあります。

メッセージにつきましては、先ほど説明したとおりです。

以上のような御意見を踏まえて作成したものが今回の原案でございます。

以上です。

【委員長】 ありがとうございます。ただいまの御説明に対しまして、ご質問、御意見をいただきたいと思えます。

【竹花委員】 子供たちに本を読んでもらおうという取組は非常に大事なものだと思えますし、また、なかなか困難な課題でもあらうと思えます。これまで、第一次推進計画があつて、それも一つの呼び水になり、特に小学校では朝の読書活動が行われている状況が広がっていることをこれまでも聞いておりますし、また、現実に視察させていただきましたが、良い成果が得られてきているのであらうと思えます。この第二次計画がそういう流れを更に大きくすることにつながることはとても大切なことだと思えます。

一方で、こういう計画を立てることは、子供たちの読書活動を進めるという私どもに与えられた課題を達成するための一つの手法にすぎません。この計画は、東京都教育委員会として、すべての教育行政に携わる者や学校におられる方々にそれなりの役割を提示し、これを基にそれぞれの立場で読書活動に取り組んでもらいたいという意味では、枠組みを示したものですし、その枠組みをうまくこなしていく上で適切な事例その他が書かれているのですから、それなりの手法として役に立つものであらうと思えます。

その中で一つ心していただきたいのは、本当に子供たちの読書活動を進める上では、これを出して東京都教育委員会の仕事が終わったということではないということです。本気になって関係の区市町村教育委員会や学校現場がこの問題に取り組めるように、様々な機会を通じて、また、全体としてこの計画を示す以外に子供たちの読書活動を

促していく新たな手法がまだあるのではないかと考えます。そういう点について今後とも更なる施策を進めていただくように検討をお願いしたいと思います。

これまでもいろいろ説明を聞いていますが、このような計画を示すことについては幾つかの限界があるように思います。一つは、「読書」という言葉が持つ堅苦しさが、児童・生徒ばかりではなく、指導する先生の側にも少しあって、「読書」と言われると、そこでまず腰を引いてしまうことが、活動が広がらない原因の一つではないかと思えます。とりわけ高校生が本を一冊も読まないことがあり得るのかと思えますが、そういう状況がまだまだあるという状況には、そういうことが一つの原因としてあるだろうと思えます。そういうことを打開していくために何らかの方法が必要だと思えます。

「読書」といってもいろいろな本があります。「読書」に新聞を含むのか、含まないのかということもありますが、法律上の意義という点から考えれば、新聞であっても、エッセイや論説なども、法律上の意義を持つものであろうと思えます。

また、例えば携帯電話のマニュアル本があります。あれは読むのが結構難しいです。あるいは、道路交通法の教則本も結構難しい。そういうものをきちんと読みこなせないと生活していけないということも実際問題としてあります。そういうことは高校生にとっては非常にわかりやすい話だと思えますので、動機付けしやすい本もあるだろうと思えます。「読書」とは、高^{まい}邁なる文芸本や哲学本を読むばかりではなく、自分が生活していく上でも大切なものがあったり、読むとテレビを見るよりも面白い本があることに気がついたり、もちろん、文学に目覚めてくれる児童・生徒がいれば、それはそれでよいのですが、本にはいろいろな効能があると思えます。

それは、この法律の意義を言っているだけでは、子供たちには伝わらないと思えます。あるいは、この計画案の「はじめに」に書かれている中身では、そういう事柄が伝わらないのではないかと。そういう意味で、東京都教育委員会として子供たちに本を読んでもほしいと思うのであれば、なぜ本を読んでもほしいのかということをしつかりと伝えていくことを考えなければいけないと思えます。それが、こうした計画をただ示

して行政を進めることの限界を打破する一つの方向だと思っておりますので、そういう点も併せて御検討をお願いしたいと思います。

少々長くなりましたが、今後の更なる検討をお願いするということで、本計画については了としたいと存じます。

【高坂委員】 基本的には、今、竹花委員がおっしゃったとおりだと思います。二、三、質問と感想を申し上げます。

第二次東京都子供読書活動推進計画（案）の7ページに、平成22年を「国民読書年」と定めることを国会で議決との記載がありますが、これについて、具体的な進め方について動きがありますか。国会で決議し、全国的にこれを実施するのであれば、東京都教育委員会はどうな形でかかわっていくかということがありますので、一度調べていただきたいと思っております。

読書指南役も良い話ですが、実際の人選が難しいと思っております。

12ページの都立千早高等学校の実践例で、なぜ問題意識が出たかについて、推薦入試で進学する生徒が多く、その場合、小論文が苦手な生徒が多いことであると分析していますね。高校生に未読者が多いということであれば、こういうことで読書をしないと、AO入試であっても大学へ進学できないということを何らかの形で発信する。大学には、AO入試もよいが、基本的には面接と小論文試験で決めていく方向に向かってほしいと思っております。大学がそういう姿勢をとれば、高等学校もそれに合わせて小論文の勉強をする。小論文を書くためには読書習慣が必要です。

竹花委員もおっしゃっていましたが、道路交通法を読み解けなければ運転免許が取れないなど、日本人として最低限日本語が読めないと社会で困ることがいろいろな形で高校生に伝わるような手段を考えていただいたらどうかと思っておりました。

以上です。

【委員長】 ありがとうございます。

【瀬古委員】 この取組は、大変良いことだと思います。読書は当然大切ですし、最近、子供たちには言葉の乱れがあります。あれはやはりテレビ番組の影響などがある

るのですが、本を読まないで、正しい言葉の使い方ができないのではないかと思いますので、読書は大事だと思います。

これは子供たちだけに押しつけるのではなく、先生方も、興味がある本を紹介して、この本は面白いということを学校内で掲示するなどして伝える。こういうことは大切だと思います。先生も児童・生徒も一緒になって良い本を見つけ、そして読むことが大事だと思います。こういう広報を行えば、みんなが本を少しでも読むような環境になるのではないかと思いますので、大いに進めてください。

【委員長】 示されているデータを見ると、都立高等学校が問題ですね。大学入試のための受験勉強との関係もあるでしょうね。高等学校に入ると、生徒が能力によって階層化してしまうため、読書しない生徒が増えるのだと思います。問題は高等学校レベルにあると思いますので、うまく進んでいる事例をもう少し集めて普及に努めてはどうでしょうか。こうしたことによって、先ほど竹花委員が御発言されたようなことが具体化するのではないかと思います。

大学入試に問題がありますね。本を読まないで不利になるというような、本を読む動機付けが出来るような入試方法の開発が必要だと思います。

【竹花委員】 今、私たちが子供たちを一人前の社会人として育てていく責任を果たしていく上で大きな障害の一つは、バーチャル社会の進展だと思います。携帯電話についても議論しましたが、そのほかにもゲームやテレビという問題もあります。いずれにしても、自分の頭でしっかり思考する人間を育てていかなければいけないと思います。それに逆行するような文化が広がっており、そこにどう立ち向かっていくかということは、私ども大人社会はよく考えなければいけないと思います。読書活動が大事だと思うのは、そういうことを打開する一つの方法でもあるだろうと思います。子供たち自身にももの考える力を付けてもらう上で、バーチャル社会がだめだと言っても始まらないわけですから、読書活動は良いことだということをもっと伝えていくように努力することが大切だと思います。そういう観点でも取組を進めていただければと思います。

それは学校の先生たちにも共感を得ると思います。児童・生徒の理解力が未成熟であることに危機感を持っている先生方がたくさんおられて、その前提として、文章を読む力、そこから得られる考える力を小さいうちから身に付けてほしいというのは、現場の先生方の御意見でもあるだろうと思います。そういうことを含めて、先生方の共感を得やすい課題だと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

【高坂委員】 先日、都立蒲田高等学校へ視察に行きました。都立蒲田高等学校では生徒が青森県へ宿泊体験研修に行っており、その研修結果を報告書として全員に書かせていました。「よくできていますね」と言ったら、「いや、先生が手を入れたんですよ」と校長先生はおっしゃっていましたが、それでも生徒に報告書を書かせるということは、一つの良い試みではないかと思いました。

また、都立両国高等学校へ視察に行った際に、新入生に配った文化部のパンフレットを見ましたが、かなり高度で、高校生がここまで読んでいるのかと思う本が多かったです。

今、竹花委員がおっしゃったようにいろいろな事例があると思いますので、そういうことが普及していくようなシステムを考えてほしいと思います。

【委員長】 私もそういう試みを大学にいたときにしました。カリキュラムの中で本を読ませるようにすることが必要です。例えば、英国では、本を1冊渡し、1週間で読んでその要約を書いて来いというようなことをやらせています。とても1週間では読めないような本を与えるのですが、詳細に読まずに斜め読みでよいと言っています。それで、児童・生徒は感じたことを書くのです。こうした方法をカリキュラムとして実施しているところもあるのではないかと思います。そういうものを好事例として紹介することを、是非行っていただきたいと思います。

【地域教育支援部長】 はい。

【委員長】 いろいろ御意見をいただきましたし、データも出していただきましたので、かなり問題が具体的にになってきたのではないかと思います。今後ともよろしくお願ひいたします。

【地域教育支援部長】 御承認をいただきましたら、本日発表したいと思います。

【委員長】 よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、本件につきましては、原案のとおり御承認いただいたことにさせていただきます。

報 告

(1) 平成19年度及び平成20年度都立小平南高等学校入学者選抜における選考方法の誤りについて

【委員長】 報告事項(1)平成19年度及び平成20年度都立小平南高等学校入学者選抜における選考方法の誤りについて、都立学校教育部長、説明をよろしくお願いいたします。

【都立学校教育部長】 平成19年度及び平成20年度都立小平南高等学校入学者選抜における特別選考の合格候補者の決定に際し、選考方法に誤りがありましたので報告いたします。

経緯ですが、平成21年2月17日に、都立小平南高等学校入学者選抜の状況に関して、男子募集人員100名に対する合格人員が99名の理由について電話による問い合わせがあり、直ちに確認したところ、選考方法に誤りがあったことが判明しました。

事故の概要です。本来、都立小平南高等学校で行うべき選考方法は、学力検査と調査書点を合計した総合成績の順に男女別に募集人員の8割の合格候補者を決定し、残りの2割を特別選考として、同じく男女別に学力検査得点順に合格候補者を決定するものでございます。しかしながら、同校におきましては、残りの2割部分において、男女別ではなく、男女合同で特別選考が行われました。その結果、男子の合格候補者が、平成19年度、平成20年度とも募集人員より1名少ないという結果になりました。

特別選考は、募集人員の8割又は9割に相当する人員を総合成績の順によって合格候補者としますが、残りの人員を「調査書点」、「面接点」、「特定の教科の学力検査得点」を組み合わせて選考することができる制度です。同校においては8割を総合

成績で合格候補者として決定し、その後、残りの2割を、男女別に5教科の学力検査の得点順に合格候補者を決定すべきところでした。しかしながら、この2割の部分について、男女別定員制の緩和と同様の選抜方法により、男女合同の成績順によって合格候補者を決定してしまいました。

男子は100名の募集ですので、まず80名を総合成績順に合格候補者とし、残りの20名は男子のみの学力検査得点順に決定しなければならないのですが、それを男女合同の成績順で決定したため、男子の合格候補者が19名となり、1名不足していました。

平成19年度も平成20年度も同じ19名となっていますが、操作をしたということではなく、男女合同の学力検査得点順で、偶然、19という数字が出たというものです。場合によっては、女子の学力検査の成績が良くて女子が多くなると男子が少なくなったり、逆に男子の成績が良かった場合は女子が募集人員よりも少なくなるという結果になります。

原因ですが、学校が入学者選抜を実施する際に、学校が入学者選抜実施要綱に記載してある、残りの2割を男女別に学力検査得点順で選抜することを確認せずに実施してしまったこと、また、校内での点検がされていなかったことによるものと思われます。

都教育委員会への報告ですが、合格発表当日、学校の掲示板で合格者を発表した後に報告することになっておりますが、この際、男女合計の合格者数は確認しましたが、男女別の確認がされていませんでした。

対応ですが、事情聴取を当該高等学校長、副校長及び前副校長から行いました。既に願書が提出されていたので、平成21年度の入学者選抜に関して、男女別に合格者を決定することを、受検生に対して通知するように指導しました。

併せて過去の他の特別選考実施校の合格者決定状況を調査しましたが、同校以外では適正に行われていました。

また、平成21年度入学者選抜における特別選考実施校として普通科高等学校23校全校を確認しました。専門高校に関してはもともと男女合同で選抜し、普通科高等学校のみ男女別の選考を行いますので、それについて確認したところ、平成21年度の合格候補者決定が適正に行われたことを確認しました。

本件につきましては、重大性をかんがみて、複数者による複数回の点検・照合、校長による直接の資料の確認など、全都立高等学校に対し、2月20日の通知の他に、2月27日の合格発表の前にも改めて点検を行うよう指示しました。

再発防止策及び今後の対応につきましては、外部の有識者を加えました入学者選抜検討委員会で検討するとともに、特別選考を実施している学校の管理職、選考委員会を構成する教職員を対象に、研修会を実施してまいりたいと考えております。

本件については、2月26日に記者会見を行いました。前日の25日に、不合格となった生徒の保護者に直接、校長、教育委員会職員が同行して事情を説明し、謝罪しました。2人とも、第1志望が都立小平南高等学校であり非常に残念である、事前に十分確認してほしかったといったお話をされておりました。

平成19年度の当該生徒は、現在、私立高校の2年生、平成20年度の当該生徒は他の都立高校の1年生でございます。都立小平南高等学校への転学につきましては、現在、その意思はまだ確認していませんが、希望した場合は、転学で、現在1年生の生徒は2年生から入れます。現在2年生の生徒は3年生から転学することができます。ただ、本人の意思がまだ確認できていませんので、御意向に添って対応していきたいと思っております。

以上です。

【委員長】 ありがとうございます。ただいまの説明に対しまして、何か御質問、御意見がございますか。

【高坂委員】 起こってしまったことは仕方がないと思いますが、募集人員は男子100名、女子91名なのに、合格人員は平成19年度は男女とも99名、平成20年度は、男子99名と女子98名となっています。そうすると、この募集人員枠は何を意味しているのでしょうか。片方では1人足りないの問題にしながら、片方では募集人員よりも多い合格人員となっているのはどういうことですか。

【都立学校教育部長】 募集人員に対して合格人員が多いのは、辞退者が出ることを考慮しているためです。実際に入学手続をしない生徒がいますので、その差を見込んで、あらかじめ、募集人員に対して加算した合格人員を決定しております。

【高坂委員】 そうすると、辞退者がいなければ、募集人員より多い数の生徒を引

き受けるということですね。

【都立学校教育部長】 はい。極端な例ではそうなります。例年、辞退率を見込んで合格人員数を決めております。入学手続をする生徒が少なくて募集人員よりも入学者が減ってしまうことになると、二次募集という形になります。募集定員まで合格者を決定することが原則です。

【高坂委員】 それは、過去の経験値で恣意的に決められているものですか。学校が決めるものですか。

【都立学校教育部長】 学校長と相談しますが、過去の平均の人数で見込みますので、大きくずれることはあまりありません。ただ、学校によっては、20名程度が辞退するというケースも年によってはあります。

【竹花委員】 募集人員が100名で、合格人員がこれを下回るということは、あってはいけないことが規定上明らかですか。

【都立学校教育部長】 募集人員の100名というのは、もともと男女別に人数が決まっており、最低その100名以上採らなければいけないものです。男女別で下回る場合が出るのは、男女合同の総合成績順で合格候補者を決定する男女別定員制の緩和の場合です。

今回の場合は男女別の選考で、男子については100名まで順番に合格決定し、女子についても91名まで合格決定するというものですが、男女合同で選考すると、女子の学力検査の点が高く、男子が低かったということが考えられます。

【竹花委員】 最初の8割の選考については、男女別に総合成績順ですね。それで男子80人、女子も8割が決まるわけで、そこまではよいと思います。あとは、残り2割については5教科の学力検査得点順で男女を並べると、男子がなかなか出てこなかったのでしょうか。何度も試しても女子ばかりが増えてしまうので、ある程度のところで打ち切ろうと思ったら、男子の数に届かなかった、その結果がこういう形になってしまったということだろうと思います。

そうすると、結果的には、男子については、辞退率を全く考慮できないまま、やっとならぬと99人を合格させたということだろうと思います。それは、本来、辞退率を考えると、例えば、105人、110人と採っておかなければいけないものを、それも採れなかったと

いう状況でしょう。

【都立学校教育部長】 はい。

【竹花委員】 それでもやはり採らなければいけないものですか。

【都立学校教育部長】 募集人員を100名で出していますので、少なくとも100名は合格者を決定しなければいけないのですが、仮に、受検人員が99名であった場合、該当者がいないときは1名分の女子を男子の枠にプラスできますが、この場合、受検人員は100名以上いましたので、残りの2割をきちんと男女別にしていれば、男子20名は合格決定できたはずでした。

【竹花委員】 最低学力というものは定めていないわけですね。

【都立学校教育部長】 はい。

【竹花委員】 どういう学力であろうと男子は採るべきであったということがあったわけですか。

【都立学校教育部長】 はい。

【竹花委員】 これは、電話による問い合わせがあったということですが、どなたからありましたか。

【都立学校教育部長】 学校のホームページを御覧になってのことだと思われま。ホームページに学校の募集要領と平成19年度、平成20年度の実績が載っております。それを見て、100名の募集人員に対して、なぜ合格人員が99名なのかという素朴な質問があったようです。男女別定員制の緩和による合格候補者を決定している都立高等学校では、募集人員と合格人員の違いがある場合もあります。その問い合わせがあるまではわからず、都立小平南高等学校はもともと男女合同による合格候補者決定ができるという誤認がありましたし、我々も事後の点検が足りなかったと思います。

【竹花委員】 電話による問い合わせは、一般の方ですか。

【都立学校教育部長】 一般の方です。

【竹花委員】 その方には事情を説明しましたか。

【都立学校教育部長】 はい。記者会見の際に、この事情も全部お話ししました。その前に、平成21年度の入学選抜の受検者にはすべて、男女別で行うという内容の通知を郵送し、要領もホームページ等もすべて修正しました。

【竹花委員】 そうすると、思い違いがあったわけですね。

【都立学校教育部長】 はい。

【委員長】 今後は十分気を付けてください。

【都立学校教育部長】 はい。再発防止に取り組んでまいります。

【高坂委員】 神奈川県は県立高等学校で、校長先生が合格候補者から外したということで問題になった事例がありましたね。また、東京都でも都立日本橋高等学校でも、恣意的に受検生を不合格にするという事件がありました。今後考えられることとして、校長先生の裁量の基準をどうするか。その際に、非行や問題行動があった生徒は我が校では受け入れませんというようなことを仮に入学選抜の実施要綱に書いたとすると、都立日本橋高等学校のような場合でも問題にならないのではないかと思います。ですから、実施要綱をどういう形にしていくのか。今のように、8割から9割は総合成績順で決めて、下の1割から2割は横並びでというような仕組みがいいのか。それから、先ほど言ったような問題が起こった際にはどうするのか。もう少し一般都民がわかるような入試体系にできないものでしょうか。

例えば都立国際高等学校は4分の3以上が女子生徒で、工業高校の場合は都立工芸高校を除いては男子生徒が圧倒的に多いですね。そのようなことをどこまで許容していくのか。募集人員の数字に影響してきますので、募集人員と選考の在り方を、我々でもわかるような体系に考えていただけませんかというお願いです。

【都立学校教育部長】 都立高校改革も含めて、入試制度が多様化し、いろいろな尺度を設けていますので、かなり複雑になっている面があります。今回の件もそうですが、神奈川県立神田高等学校などの事故も踏まえて、制度の根本から、外部有識者で構成する検討委員会で議論いただきたいと考えております。

まず一つには、再発防止に早急に取り組むことと、原点に戻って、制度の在り方についても考えたいと思います。先ほど、都立高等学校には素行の悪い生徒は入学させないとして、果たしてそれでよいのか。受け入れないことも要綱上は可能かもしれませんが、公立高校の役割として、全部締め出してよいのかという考え方もあり、多面的に議論していきたいと思います。

入学者選抜制度に関しましては、入学者選抜が終わった後に、毎年度、区市町村の

中学校長、高等学校長を含めて評価・検証しております。制度そのものについては、来年度すぐに変更できるということではないかもしれませんが、いろいろな面から議論していただきたいと考えています。受け入れないという考え方も、そうではないという考え方もあると思いますので、今回の事故を契機に、いろいろな方向から十分議論して検討していきたいと考えております。

【委員長】 よろしく申し上げます。

よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、本件につきましては、報告として承ったことにさせていただきます。

(2) 平成20年度東京都児童・生徒の体力テスト調査の結果について

【委員長】 報告事項(2)平成20年度東京都児童・生徒の体力テストの結果について、説明を指導部長、よろしく申し上げます。

【指導部長】 平成20年度の東京都児童・生徒の体力テスト調査結果について御報告申し上げます。

都教育委員会は、児童・生徒の体力の状況を明らかにし、学校体育と指導行政上の基礎資料とするために、昭和41年以来、体力・運動能力調査を実施してまいりました。

調査対象は、都内公立学校からの抽出調査で、小学校、中学校においては、区市町村教育委員会に依頼して抽出していただき、高等学校は部活動推進指定校などから指定した、小学校51校、中学校50校、高等学校24校、合計125校、人数として5万1,630人の抽出調査でございます。各学年男女それぞれ、小学校から約1,500人、中学校から約3,000人、高等学校から約2,500人を採っております。

調査項目につきましては、文部科学省が定めた新体力テストによるものとしており、体格と体力・運動能力の二つの分野から調査しております。小学校、中学校、高等学校は、体格については同じ調査を行います。体力・運動能力については、握力、上体起こし、長座体前屈、反復横とび、50メートル走、立ち幅とびまでは、小学校、中学校、高等学校とも同じですが、小学校では、ソフトボール投げ、20メートルシャトルランがあり、中学校・高等学校においては持久走と20メートルシャトルランから選択、

ハンドボール投げということで種類は若干異なっております。小学校及び中学校・高等学校それぞれにおいて8項目の調査を実施しております。

新体力テストの歴史は古く、以前はスポーツテストと呼ばれていたものでオリンピック開催時の昭和39年から実施されております。新体力テストと名称を改めたのが平成11年度からですが、都教育委員会では昭和41年から継続的に、小学校1年生から6年生まで、中学校1年生から3年生まで、高等学校の全日制の1年生から3年生まで、定時制の1年生から4年生までから抽出した全体的な調査でございます。

調査結果の比較・分析ですが、今年度の調査結果、特に平均値を基に3項目において比較しました。1点目は、平成19年度の全国平均値との比較です。平成19年度の全国平均値は文部科学省が「体育の日」に合わせて公表しておりますので、それとの比較をしております。2点目は、10年前の都平均値との比較です。3点目は、30年前の都平均値との比較をしております。

調査結果の比較・分析の概要ですが、資料の概要版をお開きください。平成20年10月に文部科学省が公表した「平成19年度全国調査結果（平均値）」と東京都が実施した結果とを比較したものがございます。男子と女子で区別しておりますが、体格に関しては、身長、体重・座高、体力・運動能力に関しては八つの検査項目を掲げております。小学校、中学校、高等学校（全日制）、高等学校（定時制）がそれぞれ男女別に載っております。

体格については、全国平均と差がない、又は一部の項目で上回っております。体格については全国平均と差がない、又は、一部の項目で上回っておりますが、体力・運動能力については、小学校においては一部の項目で全国平均を上回ったものの、その他のほとんどの項目が全国平均を下回っております。これは男子、女子とも同じです。中学校では、ほとんどすべてが全国平均を下回っている状況になっております。高等学校については全日制で紹介しますと、一部の項目に全国平均と差がない項目もありますが、多くの項目が全国平均を下回る結果となっております。

こうした傾向は、昨年度も御報告させていただきましたが、昨年度の調査結果と同様でございます。

裏面を御覧ください。東京都の児童・生徒の体力・運動能力の状況を過去と比較し

たものが載っております。上段が30年前との比較、下段が10年前との比較です。このグラフは、比較の対象を50とし、上回っていれば、外側に大きい多角形を描き、下回っていると内側に小さい多角形を描くという仕組みでグラフを作成しております。さらに、バランスがとれていれば正多角形となります。

現在の児童・生徒の親の年代である30年前の調査結果との比較で、身長、体重、座高等の体格については、小学校、中学校、高等学校とも、30年前と比べるとかなり伸びております。しかしながら、体力・運動能力は全体的に下回っており、特に握力、持久走、ボール投げなどが顕著に下回っておりまして、正七角形が変形しております。

10年前の調査結果との比較でございます。グラフは10年前を50として示しておりますので、10年前と比べてもほぼ同一の様相を示して大きな違いがないことから、ほとんどすべての項目において差がありません。さらに、正七角形に近いということで、こうした面は10年前と比べてもバランスがとれていると言えるかと思えます。

「東京都の児童・生徒の体力・運動能力の過去20年間の推移の状況」は、昨年度、都教育委員会定例会の報告をさせていただいた際に、過去20年ぐらいの比較があったほうがよいのではないかという御意見がありましたので、これを載せております。20年間の推移を比較できる3項目として、握力、50メートル走、ハンドボール投げ（小学校はソフトボール投げ）について比較したところ、平成元年から平成10年までは、若干の低下傾向がうかがえますが、その後の10年間は顕著な低下は見られず、多角形で表したグラフと同じ傾向であることが明確になっております。昨年10月に文部科学省が発表した新体力テストに関する新聞記事にもありましたが、いわば下げ止まりの状況が続いていることがうかがえます。

次に、「運動・生活習慣と体力テストとの関連」は、関連性を調べてみたものです。例えば運動部等への所属の割合が、6歳から17歳まで載っております。11歳の小学校6年生のところで若干低くなり、また中学校で高くなっています。

8種類の運動能力テストの1種目を10点満点として、80点を総合得点として比較をしておりますが、特に運動部に所属している児童・生徒のほうが、運動部に所属していない児童・生徒よりも運動能力テストの得点が高くなっております。

運動等の実施頻度の割合についてです。これも同様に、校種の段階のところで運動

の頻度が下がっている傾向がありますが、併せて、頻度が高い生徒ほど運動能力の得点が高いという結果が出ております。

その下のグラフは、女子の運動時間と体力テストの合計得点の平均について示しております。

また、男子の朝食の摂取状況と体力テストの合計得点の平均が載っております。グラフの上ではそう大きな違いがなく出ておりますが、やはり朝食を毎日食べている児童・生徒のほうが、朝食を食べない児童・生徒よりも合計得点が高いと言えるかと思っております。

1日の睡眠時間と体力テストの合計得点の平均、テレビの視聴時間と体力テストの合計得点の平均については、睡眠時間が長ければ長いほど、テレビ視聴時間が少なければ少ないほど、運動能力についての得点は向上していると言えます。

今年度初めて文部科学省が行った全国の体力調査が今年1月21日に発表されており、若干関連性がありますので、その点についても御説明申し上げたいと思っております。

今年1月21日に文部科学省がプレス発表した調査と、都教育委員会が昭和41年から行っている調査の違いは、調査対象が、東京都の調査の場合は小学校1年生から6年生まで、中学校は1年生から3年生まで、高等学校はすべての学年となっておりますが、文部科学省が発表した調査は、小学校5年の児童と中学校2年の生徒です。調査人数については、東京都の調査では5万1,630人で、すべての校種からすべての学年にわたって抽出して調査しておりますが、文部科学省の調査は、^{しっかい}悉皆調査ではなく、参加申込みを行った学校が対象で全国で約150万人です。東京都では、この調査に参加した児童・生徒は約7万5,000人です。

「現在実施されている体力調査の関係（概要）」を御覧いただきますと、都内の公立学校においては年間1回の新体力テストを実施しております。それを都教育委員会は、区市町村教育委員会から小学校51校、中学校50校、それから高等学校24校について集めております。その次に都教育委員会は、例年、文部科学省が全国調査をいたしますので、都教育委員会が集めた結果の中から小学校、中学校、高等学校、それぞれ3校を文部科学省に提出しております。これが一連の流れで、文部科学省は、各都道府県の教育委員会から提示された、それぞれ小学校3校、中学校3校、高等学校3校

のデータを都道府県ごとにまとめて10月の「体育の日」に公表しております。今回新たに文部科学省は、全国学力調査と同じように、すべての児童・生徒を対象に学年を絞って調査したいということで始めたものが1月21日に結果が公表されたものでございます。

したがって、東京都の児童・生徒は体力調査を3回実施しているのではなく、1回の調査であることを御認識いただきたいと思えます。

次のページは、文部科学省が1月21日に全国の傾向として公表し、22日に新聞に載ったものを更にまとめ直したものです。小学校、中学校とも、自治体の人口の規模が小さくなるにつれて体力合計点が高くなる傾向が見られました。

次の「調査種目及び体力合計点の全国の状況」では、特に反復横とび、20メートルシャトルランの体力合計点については、分布の広がり大きい状況が見られたということが、小学校も中学校も同様に言えます。分布の広がり大きいということは、記録の最高値から最低値までの幅がかなり大きいという意味であろうかと思えます。

「昭和60年度との比較」がございしますが、なぜ昭和60年度と比較しているかということ、昭和60年度は体力がピークであったためです。そのときと比べると、小学校の反復横とび以外の種目は、小・中学校とも、50パーセント以上の児童・生徒が昭和60年度の平均値を下回っていると文部科学省ではまとめております。

以下、都教育委員会も実施している運動習慣や生活習慣との関係性を書いてあり、東京都の調査結果と同様の結果となっております。

次の資料は、1月21日に文部科学省が公表した調査結果から、特に東京都の様子を抜粋したものです。「体格及び実技に関する調査結果」は、小学校5年生の男女、中学校2年生の男女について、全国平均を50とした場合、東京都の平均値がどうであるかを示しております。握力、長座体前屈は、小学校においては全国平均を上回っておりますが、ソフトボール投げ、反復横とび、20メートルシャトルランが全国平均をかなり下回っております。本来であれば正八角形を描かなければいけないところ、正八角形にはほど遠い状況になっております。下の中学校2年生においても同様の傾向が言えますが、特に実線で囲まれた面積が極めて小さいことから、体力・運動能力はすべての面で全国平均を下回っていると言えます。

併せて、この調査では、肥満、痩身傾向についての調査も行っておりまして、東京都の児童・生徒は、肥満傾向児の割合は低い状況です。痩身傾向児の割合は男女とも高い傾向で、東京都の児童・生徒の特色は細身で背が高いと言えらると思ひます。

次ページの資料も1月21日に文部科学省が発表した、今回新たに実施した全国の調査結果を、小学校5年生と中学校2年生について載せたものです。文部科学省が都道府県別に公表したものをそのまま載せておりますが、東京都の欄に網掛けしてあります。

御紹介しますと、北海道から沖縄まで、小学校5年生と中学校2年生について、8種目の平均値、合計得点を男女ごとに示してあります。例えば小学校5年生男子の握力は、東京都は17.21キログラムですが、全国平均が17.01キログラムです。したがって、東京都は全国平均を0.2キログラム上回っております。

小学校5年生男子の上体起こしは、東京都は18.82センチメートルですが、全国平均が19.12センチメートルということで、全国と差は3ミリメートルで、わずかですが、平均を下回っております。

そのような状況を一覽にさせていただきましたが、中学校はすべての項目にわたって全国平均を下回っております。

今後の体力向上について申し上げます。こうした状況がありますので、児童・生徒の体力・運動能力を、少なくとも全国平均程度に向上することにつきまして、これを「10年後の東京」への実行プログラム2009に示しました。「スポーツを通じて、次代を担う子供たちに夢を与える」という目標8のところ、都教育委員会として目標を掲げさせていただきました。

この目標を達成するための具体的な取組として、5点あります。1点目は、実効性ある体力向上推進施策を策定していかなければいけない。そのためには、今回、文部科学省が公表したデータを基に、先進県の視察等、十分に調査・研究を行い、専門家会議等を設置し、そこで推進施策を策定していきたいと考えてあります。2点目は、従来から行っていたスポーツ教育推進校を拡充し、100校から200校にしていきたいと考えてあります。3点目は、体力向上を目指した区市町村対抗による中学生「東京駅伝」大会の開催を考えてあります。4点目は、従来から行っておりますが、部活動推

進指定校を指定し、部活動予算の重点配付、外部指導員導入等による部活動の一層の振興に努めてまいりたいと考えております。

こうした施策を通して、東京都の児童・生徒の体力向上に努めてまいりたいと思っておりますが、20年続いている体力低下傾向を転じていくことは大変難しい課題であると認識しております。関係諸機関と連携し、事業の充実に努めるとともに様々な形で御意見等をいただければありがたいと思っております。

以上です。

【委員長】 ありがとうございます。ただいまの説明に対しまして、御意見、御質問がございますか。

【高坂委員】 東京都の中で、多摩地区や島しょ地区と都心との比較データはありますか。

【指導部長】 データはあります。

【瀬古委員】 文部科学省の調査結果は新聞に載っていましたね。千葉県が全国でもトップレベルということで、報道によれば、全校で奨励して、小学校のときから朝も、お昼も、休み時間も、縄とびをしているということでした。そういう努力、普段していることが実を結んで実際の成績に現れていると思っております。縄とびは、瞬発力、スピード、持久力、いろいろとバランスの良い運動なので、そういうことも参考にさせていただければと思っております。

【指導部長】 是非、千葉県や運動能力の高かった福井県、秋田県等も視察し、十分に調査・研究してまいりたいと考えております。御指摘のように、業間体育と言って、授業の合間に縄とび等を全校で行うなどは極めて有効な手立てになると考えておりました。具体的に、どういった契機でそういうことをしたのか、現在実施していて何か課題があるのか等、様々研究してまいりたいと考えております。

【瀬古委員】 運動能力が高いと学力も高い県もありましたが、その辺は相関関係があるのでしょうか。

【指導部長】 今、申し上げましたように、専門家会議においてその辺も十分議論していきたいと思っております。新聞報道によると、そうした傾向があるという記事が載ったことは認識しております。秋田県、福井県においては学力調査と同様に高い点数に

なっておりますが、現段階は調査途中ですが、必ずしも相関関係があるとは認識しておりません。

【竹花委員】 調査は何度もなされていて、それなりに理解できますが、体力がなぜ落ちてきたのかということについて、何か指摘したのがありますか。

【指導部長】 文部科学省でも分析を進めているところですが、生活環境や社会環境の変化により、子供たちが遊ぶ、場、機会、時間がなくなっていること、あとは、テレビの視聴に時間を割いているという指摘もされておりますが、この点は、専門家会議等で十分に議論を尽くしていきたいと考えております。

【竹花委員】 よく検討してほしいと思います。なぜということについても、学力との関係を示さないとは是正に移せないということではないと思いますので、間違いなく問題になっている点を幾つか挙げて、それにどう対処していくのかという視点も必要であろうと思いますので、その辺をよろしくお願ひしたいと思います。

学校教育の中で、こうした体力の低下をもたらすような動き方がなかったのかどうかについても、きちんと検討してもらいたいと思います。というのは、体育の授業日数や体育の授業の中身もそうですし、体を動かすことについての学校における評価、体力についての評価について、どのようになっているのかということも大事なことだと思います。

併せて、この間、徒競走がなくなったり、みんなで手をつないでゴールするようなことが称揚されたり、体力は大事なものであるという意識を減退させるようなやり方が学校現場の中にはなかったのかといったことについても、きちんと検討してほしいと思います。一人前の社会人として生きていくために体はとても大切です。私どもが小学生のころには、長島選手や王選手が出てきて、体が強いことは大事だと思い一生懸命に走ったし、「自主トレ」という言葉が初めて出てきて、自主トレは大事らしいと、誰に言われるともなくみんなで走っていたりした時期がありました。そうしたものが失われるようなことを、学校の在り方がつくってこなかったかということについてもきちんと検討してほしいと思います。

体力はどの子供にも必要ですので、平均値は大事なものだと思います。どの子供も体力を上げられるようなやり方を、簡素なものをつくり出すことが大切だと思います。

あまり難しいことを考えてはなかなか身に付かないので、瀬古委員がおっしゃるように、毎日100回の縄とびを目標にするということも一つの方法だと思います。

あるいは、今、小学校で実施しようとしている放課後子供プランの中にしっかり位置付けることもそうでしょう。そういう具体的な取組を編み出して、それもあまり多くのものにしないでしっかり行っていくことが大事だと思います。

また、部活動については、再度きちんと見直しましょう。特に、中学校2年生の女子の体力が著しく低下しているのは問題です。ここは原因をはっきりさせてもらいたいと思いますが、女子も含めて体力の向上策をどのように考えていくかということも必要だと思います。この「東京駅伝」大会が良いかどうかは、瀬古委員の御意見もあるでしょうが、これだけでは多くの生徒の参加が得づらいところもあるような気がします。

生徒たちは、読書はしなければいけない、体力づくりはしなければいけない、いろいろなことがあるので、簡易でバランスがとれたものを学校現場で選択していただき、我々としても、彼らがシンプルに考えられるようなものを提案していければと思いますので、そういう方向での検討をよろしくお願いします。

【指導部長】 今の点は承りまして検討させていただきます。

【委員長】 よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、報告として承ったということにさせていただきます。ありがとうございました。

参 考 日 程

(1) 定例教育委員会の開催

3月26日(木) 午前10時 教育委員会室

4月9日(木) 午前10時 教育委員会室

【委員長】 今後の日程について、政策担当課長、よろしくお願いいたします。

【政策担当課長】 次回の定例教育委員会は3月26日、次々回は4月9日、ともに木曜日、午前10時から教育委員会室にて予定しております。

【委員長】 日程についてはよろしゅうございますか。——〈異議なし〉——。
それでは、非公開の審議に入ります。

(午前11時11分)